

大台町電子入札等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電子入札システム（大台町会計規則（平成27年大台町規則第36号。以下「規則」という。）第169条第2項第7号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及び見積書の徴取の実施に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札コアシステム 電子入札コアシステム開発コンソーシアムにおいて開発した電子入札システムをいう。
- (2) 入札情報公開システム 発注、入札及び契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。
- (3) 紙入札 紙媒体により執行する入札をいう。
- (4) 工事費内訳書 入札に当たり、入札金額の積算内訳（数量、単価及び金額）を明らかにしたものをいう。
- (5) 電子くじ 入札参加者が入力した任意の数値（くじ番号）を用いた演算式により、電子計算機で落札者等を決定するシステムをいう。

(利用者登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、あらかじめ電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書（第16条第7号において「電子証明書」という。）が記録されたカード（以下「ＩＣカード」という。）を取得し、当該ＩＣカードを使用し、電子入札システムを利用するための登録（以下「利用者登録」という。）をしなければならない。

2 利用者登録をしたＩＣカードが失効した場合は、ＩＣカードを新たに取得し、当該ＩＣカードを使用し、改めて利用者登録をしなければならない。

3 入札参加者は、利用者登録に係る事項に変更が生じた場合は、速やかに電子入札システムにより当該事項に係る登録を変更し、遅滞なく総務課入札担当者に連絡し

なければならない。

- 4 前項の場合において、その変更する事項が入札参加者の名称又はＩＣカード名義人である代表者等（規則第168条第１項に規定する大台町競争入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者（委任を受けた者に限る。）をいう。以下同じ。）に該当するときは、第２項の規定を準用する。

（電子入札に使用するＩＣカード）

第４条 電子入札に使用するＩＣカードは、次に掲げる要件を満たし、かつ、利用者登録をしたものでなければならない。

- （１） 電子入札コアシステムで 사용할 ことができること。
- （２） 代表者等の名義で取得したものであること。
- （３） 落札者を決定する日まで有効であること。

- 2 前項第３号の規定にかかわらず、入札参加者の名称又はＩＣカード名義人である代表者等に変更が生じたこと等によりＩＣカードが失効した場合において、旧ＩＣカード使用届出書（様式第１号）を町長に提出したときは、規則第167条の規定による入札参加資格審査申請書の変更の届出日から２か月以内に限り、当該ＩＣカードを電子入札に使用することができる。

（特定建設工事共同企業体における特例）

第５条 入札参加者が特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）である場合は、当該企業体の構成員の代表者が代表者等の名義で取得し利用者登録をしたＩＣカードにより入札参加するものとする。

（電子入札に参加できる者）

第６条 入札参加者（入札参加者が共同企業体である場合にあっては、当該企業体の全ての構成員）は、入札の公告に掲げる参加資格要件を満たし、かつ、利用者登録を適正に行った者でなければならない。

（公告及び通知）

第７条 町長は、電子入札により一般競争入札及び指名競争入札を行うときは、入札の公告に規則第169条第２項各号に掲げる事項のほか、電子入札により執行する案件である旨並びに入札方法、入札期間、開札の日時及び場所を明記しなければならない。

- 2 町長は、電子入札により指名競争入札を行うときは、電子入札システムにより指

名の通知を行うものとする。

（入札の辞退）

第8条 入札参加者は、電子入札への参加を辞退しようとするときは、町長が指定した日時までに、電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。

2 前項の辞退届は、町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに町に到達したものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、入札参加者は、電子入札システムの障害等やむを得ない理由により、電子入札システムにより辞退届を提出することができないときは、町長が別に指定する日時までに書面により辞退届を提出しなければならない。

4 入札参加者は、第1項又は前項の規定により提出した辞退届を修正し、又は撤回することはできない。

（入札の延期、中止等）

第9条 町長は、電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札を行うことができないと判断した場合は、当該入札を延期し、若しくは中止し、又は紙入札に変更することができる。

2 町長は、入札参加者が連合し、又は不穏な言動をなす等入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができるものとする。

3 町長は、前2項の規定により入札を延期し、若しくは中止し、又は紙入札に変更するときは、電子入札システムその他の方法により入札参加者に通知するものとする。

（入札書等の提出）

第10条 入札参加者は、町長が指定した日時までに、電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書（建設工事、測量又は建設コンサルタントその他の建設工事に係る業務委託に係る電子入札の場合に限る。）（以下「入札書等」という。）を提出しなければならない。ただし、工事費内訳書について、その提出を求めないこととした場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項の規定により、入札書等の修正又は撤回することはできない。

（参加資格確認申請書等の提出）

第11条 入札参加者は、町長が指定した日時までに、電子入札システムにより参加資

格確認申請書及び入札の公告で求められた資料（指名競争入札にあっては、参加資格確認申請書を除く。以下「参加資格確認申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が書面により参加資格確認申請書等を提出することを指定している場合又はファイル容量の超過等により電子入札システムで提出できない場合は、町長が別に指定する日時までに書面により参加資格確認申請書等を持参し、又は郵送することにより提出しなければならない。

（開札）

第12条 町長は、電子入札システムにより開札を一括して行うものとする。

- 2 町長は、入札をした者のうち開札に立会いを希望する者があるときは、入札事務の執行に支障がない範囲で、当該入札をした者を立ち会わせるものとする。この場合において、当該入札をした者が代理人を立ち会わせようとするときは、当該入札をした者に立会いに係る委任状を提出させるものとする。

- 3 開札の立会いは、開札日の2営業日前の午後5時までに申し出なければならない。

- 4 町長は、開札に立ち会う者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を1人以上立ち会わせなければならない。ただし、町長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、この限りでない。

（落札者の決定の通知）

第13条 町長は、落札者を決定したときは、電子入札システムその他の方法により入札をした者に通知するものとする。

（保留の通知）

第14条 町長は、前条の決定を保留する必要があると認めるときは、電子入札システムその他の方法により入札をした者に通知するものとする。

（くじによる落札者の決定）

第15条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

（入札の無効）

第16条 規則第176条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する電子入札は無効とする。

- （1） 指名競争入札において、入札指名通知を受理しなかった者が行った入札

- (2) 記名又は押印に相当する電磁的記録が付されていない入札
- (3) 入札金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (4) 入札書に指定された項目を入力せず、若しくは不要な項目を入力し、又は入力が不明確な入札
- (5) 工事費内訳書を求めた場合において、これが添付されていない入札
- (6) 入札金額が工事費内訳書の合計金額と異なる入札
- (7) 電子証明書の不正な使用があった入札

(入札結果の公表)

第17条 電子入札における入札結果については、入札情報公開システムにおいて公表するものとする。

(紙入札との併用)

第18条 第10条第1項の規定にかかわらず、町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、入札参加者は、電子入札システムによる入札書等の提出期限までに入札書（規則様式第63号の3又は様式第63号の4）、工事費内訳書等を提出することができる。この場合において、紙入札による参加を希望する者は、入札案件ごとに紙入札方式参加承認申請書（様式第2号又は様式第3号）を提出することにより町長の承認を受けなければならない。

- (1) 指名競争入札において、利用者登録をしていないにもかかわらず指名を受けたとき。
- (2) ICカードが失効し、又は破損したこと等により、ICカードの再発行を申請しているとき。
- (3) 名称又はICカード名義人である代表者等の変更により、ICカードの再取得を申請し、又は申請する予定であるとき。
- (4) 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札による参加ができないとき。
- (5) 入札参加者の使用する電子計算機が故障したことにより電子入札による参加ができないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があると町長が認めたとき。

2 前項後段の規定による承認を受けた入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）は、その承認後に当該入札に関し電子入札による参加をすることができない。ただ

し、既に電子入札システムにより送受信した書面は有効なものとして取り扱い、別途手続を要しないものとする。

3 町長は、紙入札参加者に対しては、電子入札システムによる通知は行わないものとする。

4 第1項後段の規定による承認を受けずに提出された書面による入札書等は、無効とする。

(紙入札と併用した電子入札の開札)

第19条 町長は、紙入札と併用した電子入札を開札する場合は、紙入札による入札書に記載された金額及びくじ入力番号を電子入札システムにあらかじめ登録し、第12条の規定により開札するものとする。

2 紙入札参加者が入札書にくじ番号を記載しなかった場合は、当該入札者のくじ番号は「000」とする。

3 紙入札参加者が同価入札により電子くじの対象者となった場合においては、電子入札参加者の次に、紙入札の持参日時の早い順に受付番号を付番するものとする。

(システム障害等に対する対応)

第20条 電子入札システムを利用する者は、コンピュータウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入すること等により必要な対策を講じなければならない。この場合において、当該アプリケーションソフトは常に最新のパターンファイルを適用し、入札書等を作成し、又は提出するときは、必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。

2 町長は、提出された入札書等又は参加資格確認申請書等のファイルがウイルスに感染し、又は破損している場合には、当該ファイルを提出した入札参加者と提出方法を協議するものとする。

(不正行為)

第21条 町長は、入札参加者がICカードを不正使用し、虚偽の入札書等を提出すること等の不正な行為により入札をし、又は電子入札システムの不適切な使用を行った場合は、大台町建設工事等資格(指名)停止措置要領(令和5年大台町告示第199号)に準じ、資格停止等の措置を行うものとする。

2 町長は、入札参加者がICカードを不正使用した場合は、当該入札参加者に対して次に掲げる措置を行うことができるものとする。

- (1) 開札までに不正使用が判明した場合は、その入札を無効とすること。
- (2) 落札者を決定した後に不正使用が判明した場合は、その決定を取り消すこと。
- (3) 契約を締結した後に不正使用が判明した場合は、その契約を解除とすること。

(責任の範囲)

第22条 入札参加者は、電子入札システムにより入札書等の提出を行ったときは、町が当該入札書等を受信したことを電子入札システムにより確認するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(紙入札による参加の特例)

- 2 令和7年9月30日までに執行する電子入札については、第18条第1項の規定にかかわらず、紙入札により入札に参加することができる。

様式第 1 号（第 4 条関係）

旧 I C カード使用届出書

年 月 日

大台町長 様

住所又は所在地

氏名又は商号

代表者氏名

大台町競争入札参加資格者名簿の登録内容の変更に伴い、電子入札システムで使用する I C カードを変更することとなりましたので、旧 I C カードの使用を届け出ます。

記

旧 I C カード の登録内容	住所	
	氏名又は商号	
	取得者氏名	
変更の内容		
変更の届出日		年 月 日

備考

- 1 「変更の届出日」については、入札参加資格審査申請の共同受付先へ届け出た日を記入すること。
- 2 入札参加資格申請書の変更の届出を完了した上で、本届出書を提出すること。
- 3 旧 I C カードの使用期限は、入札参加資格審査申請書の届出日から 2 か月以内とし、期限を超えたときは効力を失うものとする。
- 4 効力を失った I C カードを使用すること等の不正使用が確認された場合は、資格停止等の対象となるので注意すること。

紙入札方式参加承認申請書（工事・測量コンサル用）

年 月 日

大台町長 様

住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名
担当者氏名
電話番号
FAX番号

紙入札による参加を希望するため、大台町電子入札等実施要綱第18条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 電子入札案件

入 札 物 件 名	
-----------	--

2 大台町電子入札システムによる参加ができない理由（該当する□にチェックをすること）

- ☐ 大台町電子入札システムの利用者登録をしていないにもかかわらず指名を受けたため
- ☐ ICカードが失効し、又は破損したこと等により、ICカードの再発行を申請しているため
- ☐ 名称又はICカード名義人である代表者等の変更により、ICカードの再取得を申請し、又は申請する予定であるため
- ☐ 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札による参加ができないため
- ☐ 使用する電子計算機が故障したため
- ☐ やむを得ない理由があるため

（具体的に記入すること：

3 承諾事項（熟読の上、全ての□にチェックすること）

- ☐ 入札書は、別途指示する内容に従い提出すること。
- ☐ 入札が中止となった場合、既に提出された入札書は返却しないので注意すること。
- ☐ 再度入札を執行することとなった場合、紙入札では参加できない場合があるので注意すること。

上記案件の紙入札による参加を

・承認します。

・承認しません。

年 月 日 大台町長

紙入札方式参加承認申請書（役務・物品用）

年 月 日

大台町長 様

住所又は所在地
氏名又は商号
代表者氏名
担当者氏名
電話番号
FAX番号

紙入札による参加を希望するため、大台町電子入札等実施要綱第18条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 電子入札案件

入 札 物 件 名	
-----------	--

2 大台町電子入札システムによる参加ができない理由（該当する□にチェックをすること）

- ☐ 大台町電子入札システムの利用者登録をしていないにもかかわらず指名を受けたため
- ☐ ICカードが失効し、又は破損したこと等により、ICカードの再発行を申請しているため
- ☐ 名称又はICカード名義人である代表者等の変更により、ICカードの再取得を申請し、又は申請する予定であるため
- ☐ 電子入札システムの障害等やむを得ない理由により電子入札による参加ができないため
- ☐ 使用する電子計算機が故障したため
- ☐ やむを得ない理由があるため

（具体的に記入すること：

3 承諾事項（熟読の上、全ての□にチェックすること）

- ☐ 入札書は、別途指示する内容に従い提出すること。
- ☐ 入札が中止となった場合、既に提出された入札書は返却しないので注意すること。
- ☐ 再度入札を執行することとなった場合、紙入札では参加できない場合があるので注意すること。

上記案件の紙入札による参加を

・承認します。

・承認しません。

年 月 日 大台町

		第	回
入札書 (電子入札 工事・測量コンサル用)			
入札価格			
施工場所			
入札物件名			
入札保証金額			
くじ番号	※くじ番号には、3桁の数字を記入すること。		
上記金額で大台町会計規則（平成27年大台町規則第36号）によって請負したいから入札します。			
年 月 日			
大台町長		様	
入札者		住所	
		氏名	
		印	

第

回

入札書

(電子入札 役務・物品用)

入札価格	
履行場所	
入札物件名	
入札保証金額	
くじ番号	※くじ番号には、3桁の数字を記入すること。

上記金額で大台町会計規則（平成27年大台町規則第36号）によって請負したいから入札します。

年

月

日

大台町長

様

入札者

住所

氏名

印